

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年1月29日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 北村 治千代
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 荻原 豊久



(別紙)

京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

2 監査執行年月日

平成27年12月14日から平成28年1月14日まで

3 監査の対象

10万円を上回る調達に係る契約事務について

4 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務の執行のうち、契約事務についてその事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について実施した。

5 監査の結果

京都府後期高齢者医療広域連合の財務に関する事務のうち、契約事務について監査を行った結果、法令等に準拠し、目的に従って適正に執行されているものと認められた。

特に広域連合長に対し、措置を求めるべき事項は見当たらなかったが、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。